



「情けは人のためならず」と言えは、(人に情けをかけることは回りまわって自分のためにもなる)、という意味の言葉です。ところが、文化庁の「国語に関する世論調査」によると、最近では、「情けをかけて助けることは結局は本人のためにならない」という意味で使っている人が本来の意味で使っている人と同じくらいいるそうです。

最近の若い人は、と年配者らしく嘆きたいところですが、実は自分自身も怪しいのです。「流れに棹さす」と言えば(傾向に逆らって、ある事柄の勢いを失わせるような行為をする)という意味だとばかり思っていたのですが、本来は(傾向に乗って、ある事柄の勢いを増すような行為をする)ことなのだそうです。60歳代の人の6割が本来と逆の使い方をしているそうです。

「二ク」などは約半数の人が使い、「サボる」「チンする」になると約9割の人が使っています。「きんきん(冷えた)」と「さっくり(した説明)」「(気持ち)ほっこり」などは3割以上の人が使っていて、「うるうる(した瞳)」は半数近い人、30歳代だけ見ると「きんきん」「うるうる」「さっくり」は6割以上の人が使います。

敬語に対する意識や漢字・外来語の使い分け、読書傾向など、広範な調査は日本人の意識の現在を表して興味がつきません。98%の人が敬語を必要と思っているのは安心しますが、言葉や言葉の使い方に関する社会全体の知識や能力は「低くなっている」と考える人が20歳代から50歳代で6割を超えています。言葉への影響が大きいと思うものとして、テレビ・ラジオに次いであげられているのが、学校、家庭ということを十分に心したいものです。

※平成22年度〜同25年度「国語に関する世論調査」(文化庁)より

区長 田中大輔  
たなか だいすけ

## 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の支給は

臨時福祉給付金担当専用ダイヤル ☎(3228)5448



消費税率引き上げの影響を踏まえ、今年度も給付金を支給します。中野区で支給対象に該当する可能性がある方には、8月下旬に申請書を郵送する予定です。次の①②の給付金のどちらの要件にも該当する方は、両方とも受け取ることができます。今後の日程は、なかの区報や区画などで順次お知らせします。

### ①所得の低い方が対象「臨時福祉給付金」

**給付対象者** 平成27年度の住民税が課税されていない方  
 ☆住民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護の受給者などは対象外  
**給付額** 対象者1人につき6千円(1回限り)  
**申請先** 平成27年1月1日時点で住民票のある区市町村

### ②子育て中の世帯が対象「子育て世帯臨時特例給付金」

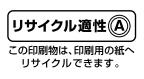
**給付対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給する方  
 ☆特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、お子さん1人当たり月額5千円を支給しているもの)の受給者は対象外  
**給付額** 対象のお子さん1人につき3千円(1回限り)  
**申請先** 平成27年6月分の児童手当を支給する区市町村

### 児童手当を受給している公務員の方は、職場で申請書が渡されます

公務員の方には、子育て世帯臨時特例給付金の申請書を郵送しません。申請先は平成27年5月31日時点で住民票のある区市町村です。  
 申請書が職場で渡されたら、〒164-8501(住所不要) / 中野区役所臨時福祉給付金担当宛てに郵送してください。

次号予告

〈特集〉中野の教育



日本製紙「リサイクル上質70」を使用しています。この紙の古紙パルプ配合率については、製紙会社の出庫証明書により、確認済みです。

☆区内各家庭の郵便受けなどに配布しています

発行／中野区 編集／広報分野 中野区役所 ☎(33389)1111(代表) 〒164-8501 中野区中野4-8-1 区報担当 ☎(3228)8805 FAX(3228)5645